社会資本総合整備計画（市街地整備）事後評価書





| 1－C－49 | 公園 | 一般 | 旭川市 | 直接 | 旭川市 | 旭川市運動公園整備事業（効果促進） | ナイター照明設備等 | 旭川市 |  |  |  | 1，004 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1－C－50 | 公園 | 一般 | 北見市 | 直接 | 北見市 | 北見市都市公園等整備事業（効果促進） | $\mathrm{N}=6$ 公園 $\mathrm{A}=27.5 \mathrm{ha}$ | 北見市 |  |  |  | 34 |  |
| 1－C－51 | 公園 | 一般 | 岩見沢市 | 直接 | 岩見沢市 | 岩見沢市都市公園等整備事業（効果促進） | 案内板整備等 | 岩見沢市 |  |  |  | 33 |  |
| 1－C－52 | 公園 | 一般 | 深川市 | 直接 | 深川市 | 深川市都市公園等整備事業（効果促進） | 街区公園 A＝0．64ha | 深川市 |  |  |  | 82 |  |
| 1－C－54 | 公園 | 一般 | 東川町 | 直接 | 東川町 | 東川町特定地区公園事業（効果促進） | 用地買収 $A=6.6 \mathrm{ha}$ | 東川町 |  |  |  | 77 |  |
| 1－C－55 | 公園 | 一般 | 美摸町 | 直接 | 美瑛町 |  | 基本設計 | 美瑛町 |  |  |  | 4 |  |
| 1－C－56 | 公園 | 一般 | 訓子府町 | 直接 | 訓子府町 | 訓子府町公園施設改築事業（効果促進） | 遊戯施設等の改築更新N＝3公園 | 訓子府町 |  |  |  | 12 |  |
| 1－C－57 | 公園 | 一般 | 音更町 | 直接 | 音更町 | 音更町都市公園等整備事業（効果促進） | 街区公園A＝0．39ha，近隣公園A＝2ha | 音更町 |  |  |  | 79 |  |
| 1－C－58 | 公園 | 一般 | 別海町 | 直接 | 別海町 | 別海町公園施設改築事業（効果促進） | 遊戯施設等の改築更新N＝3公園 | 別海町 |  |  |  | 16 |  |
| 1－C－60 | 公園 | 一般 | 鷹栖町 | 直接 | 鷹栖町 | 鷹栖町都市公園等整備事業（効果促進） | 公園整備N＝1 | 䳸栖町 |  |  |  | 60 |  |
| 1－C－63 | 公園 | 一般 | 白糠町 | 直接 | 白糠町 | 白糠町都市公園等整備事業（効果促進） | 健康遊具等整備 $\mathrm{N}=1$ 公園 | 白糠町 |  |  |  | 10 |  |
| 1－C－65 | 公園 | 一般 | 本別町 | 直接 | 本別町 | 本別町都市公園等整備事業（効果促進） | 案内板整備 | 本別町 |  |  |  | 2 |  |
| 1－C－69 | 公園 | 一般 | 新冠町 | 直接 | 新冠町 | 新冠町公園施設改築事業（効果促進） | 遊戯施設等の改築更新N＝2公園 | 新冠町 |  |  |  | 34 |  |
| 1－C－77 | 公園 | 一般 | 斜里町 | 直接 | 斜里町 | 斜里町公園施設改築事業（効果促進） | 四阿，案内看板設置 | 斜里町 |  |  |  | 14 |  |
| 1－C－78 | 公園 | 一般 | 滝川市 | 直接 | 滝川市 | 滝川市都市公園等整備事業（効果促進） | パークゴルフ場整備（72H） | 滝川市 |  |  |  | 95 |  |
| 1－C－79 | 公園 | 一般 | 滝上町 | 直接 | 滝上町 | 滝上町都市公園等整備事業（効果促進） | 四阿整備 | 滝上町 |  |  |  | 3 |  |
| 1－C－80 | 公園 | 一般 | 稚内市 | 直接 | 稚内市 | 稚内市都市公園等整備事業（効果促進） | 園路広場，排水整備 | 稚内市 |  |  |  | 48 |  |
| 1－C－81 | 公園 | 一般 | 七飯町 | 直接 | 七飯町 | 七飯町都市公園等整備事業（効果促進） | 街区公園N＝1公園 | 七飯町 |  |  |  | 16 |  |
| 1－C－87 | 公園 | 一般 | 足寄町 | 直接 | 足寄町 |  | 便益施設のバリアフリー化N＝1公園 | 足寄町 |  |  |  | 3 |  |
| 1－C－88 | 公園 | 一般 | 足寄町 | 直接 | 足寄町 | 足寄町公園施設長寿命化対策支援事業（効果促進） | 基本設計 | 足寄町 |  |  |  | 10 |  |
| 1－C－90 | 公園 | 一般 | 白糠町 | 直接 | 白糠町 | 白糗町公園施設長寿命化対策支援事業（効果促進） | 䢟歔施設等の改築N＝3公園 | 白粄町 |  |  |  | 32 |  |
| 1－C－91 | 公園 | 一般 | 北見市 | 直接 | 北見市 |  | 便益施設のバリアフリー化N＝1公園 | 北見市 |  |  |  | 5 |  |
| 1－C－94 | 公園 | 一般 | 長万部町 | 直接 | 長万部町 | 長万部町公園施設長寿命化效策交援事業（効果促進） | 䢟歔施設，管理施設の改築N＝1公園 | 長万部町 |  |  |  | 4 |  |
| 1－C－97 | 公園 | 一般 | 美瑛町 | 直接 | 美瑛町 | 美塻町公園施設長寿命化対策支援事業（効果促進） | 園路，管理施設の改築N＝3公園 | 美瑛町 |  |  |  | 50 |  |
| 1－C－101 | 公園 | 一般 | 斜里町 | 直接 | 斜里町 | 斜里町公園施設長寿命化対策支援事業（効果促進） | 遊歔施設，管理施設の改築N＝2公園 | 斜里町 |  |  |  | 16 |  |
| 番号 - －体的に実施することにより期待される効里 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 備考 |
| 1－C－1 | 都市公園法施行令第31条により補助対象外とされている施設について，基幹事業（1－A1－1，1－A4－1）と一体で整備や改築更新を行い，道民が快適に利用できる公園環境の形成を推進し，成果目標（3）の達成に寄与する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－74 | 都市公園法施行令第31条により補助対象外とされている施設について，基幹事業（1－A4＇－1）と一体で整備や改築更新を行い，道民が快適に利用できる公園環境の形成を推進し，成果目標（3）達成に寄与する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－75 | 参加体験型の花の公園づくり活動を通じて，北海道の園芸技術の向上や花•緑を活かした豊かな生活文化の創造に寄与する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－76 | パンフレットを作成し広く道民に道立公園をPRすることにより，基幹事業（1－A4＇－1）と一体となり利用促進に努め，成果目標3）の達成に寄与する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－2 | 都市公園法施行令第31条により補助対象外とされている施設について，基幹事業（1－A4－2）と一体で改築更新を行い，市民が快適に利用できる公園環境の形成を推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－3 | 都市公園法施行令第31条により補助対象外とされている施設について，基幹事業（1－A4－3）と一体で改築更新を行い，市民が快適に利用できる公園環境の形成を推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－4 | 都市公園法施行令第31条により補助対象外とされている施設について，基幹事業（1－A1－2ほか）と一体で整備を行い，市民が快適に利用できる公園環境の形成を推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－5 | 市民参加による公園整備について，都市公園等のオープンスペースを利用した植樹や花壇づくりを市民が中心となって取り組み，身近な花と緑の創出を推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－6 | 都市公園法施行令第31条により補助対象外とされている施設について，基幹事業（1－A1－6ほか）と一体で整備を行い，市民が快適に利用できる公園環境の形成を推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－7 | 市民参加による公園整備について，都市公園等のオープンスペースを利用した植樹や花壇づくりを市民が中心となって取り組み，身近な花と緑の創出を推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－10 | 管理者以外の者が基幹事業（A－1－1）の公園内において運動施設を設置し（都市公園法第5条），管理者との協力のもとに成果目標（3）達成に向けた取り組みを推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－13 | 基幹事業（A1－A3•A5）の交付要件を満たしていない自治体について，住区基幹公園や都市緑地の整備を行い，基幹事業と一体で成果目標（1）（2）の達成に向けた取り組みを推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－14 | 基幹事業（A1－A3•A5）の交付要件を満たしていない自治体について，住区基幹公園や都市緑地の整備を行い，基幹事業と一体で成果目標（1）（2）の達成に向けた取り組みを推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－15 | 基幹事業（A1•A3•A5）の交付要件を満たしていない自治体について，住区基幹公園や都市緑地の整備を行い，基幹事業と一体で成果目標（1）$\cdot$（2）の達成に向けた取り組みを推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－17 | 基幹事業（A1•A3•A5）の交付要件を満たしていない自治体について，住区基幹公園や都市緑地の整備を行い，基幹事業と一体で成果目標（1）$\cdot$（2）の達成に向けた取り組みを推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－22 | 基幹事業（A1•A3•A5）の交付要件を満たしていない自治体について，公園等の整備を行い，身近な緑の創出を推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－24 | 基幹事業（A4）の交付要件を満たしていない自治体について，処分制限期間を超えた公園施設の改築更新を行い，基幹事業と一体で成果目標4の達成に向けた取り組みを推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－25 | 基幹事業（A4）の交付要件を満たしていない自治体について，処分制限期間を超えた公園施設の改築更新を行い，基幹事業と一体で成果目標4の達成に向けた取り組みを推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－30 | 基幹事業（A1－A3•A5）の交付要件を満たしていない自治体について，公園等の整備を行い，身近な緑の創出を推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－31 | 都市公園法施行令第31条により補助対象外とされている施設について，基幹事業（1－A4－25）と一体で改築更新を行い，町民が快適に利用できる公園珸境の形成を推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－33 | 基幹事業（A1－A3•A5）の交付要件を満たしていない自治体について，住区基幹公園や都市緑地の整備を行い，基幹事業と一体で成果目標（1）$(2)$ の達成に向けた取り組みを推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－34 | 基幹事業（A1－A3•A5）の交付要件を満たしていない自治体について，公園等の整備を行い，身近な緑の創出を推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－37 | 市民参加による公園整備について，都市公園等のオープンスペースを利用した植樹や花壇づくりを市民が中心となって取り組み，身近な花と緑の創出を推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－38 | 都市公園法施行令第31条により補助対象外とされている施設について，基幹事業（1－A5－1）とと一体で整備を行い，市民が快適に利用できる公園環境の形成を推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－39 | 都市公園法施行令第31条により補助対象外とされている施設について，基幹事業（1－A1－9，1－A4－10）と一体で改築更新を行い，市民が快適に利用できる公園環境の形成を推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－40 | 基幹事業（A4）の交付要件を満たしていない自治体について，処分制限期間を超えた公園施設の改築更新を行い，基幹事業と一体で成果目標4の達成に向けた取り組みを推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－42 | 都市公園法施行令第31条により補助対象外とされている施設について，基幹事業（1－A1－10，1－A1－11）と一体で整備を行い，市民が快適に利用できる公園環境の形成を推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－43 | 街区公園の拡張について，基幹事業（1－A4－19）と一体で整備を行い，市民が快適に利用できる公園環境の形成を推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－46 | 都市公園以外の公園等における処分制限期間を超えた管理施設等の改築更新を行い，町民が安全に利用できる生活環境の形成を推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1－C－48 | 基幹事業（A4）の交付要件を満たしていない自治体について，処分制限期間を超えた公園施設の改築更新やバリアフリー化を行い，基幹事業と一体で成果目標（1）（4）の達成に向けた取り組みを推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |



$1-\mathrm{C}-52$ 基幹事業（A1•A3•A5）の交付要件を満たしていない自治体について，住区基幹公園や都市緑地の整備を行い，基幹事業と一体で成果目標（1）•（2）の達成に向けた取り組みを推進する。
1－C－54 カントリーパークの整備に当たり，基幹事業（1－A7－1）と一体で成果目標（1）•（2）の達成に向けた取り組みを推進する。
1－C－55 公園の再整備を進めるにあたり，地域に親しまれる公園となるように，利用者の二ーズを十分に把握するとともに，成果目標（1）•（4）の達成を図るための基本設計を実施する。
$1-\mathrm{C}-56$ 都市公園以外の公園等における処分制限期間を超えた遊觑施設等の改築更新を行い，全道の子どもたちが安全に利用できる生活環境の形成を推進する。
$1-\mathrm{C}-57$ 基幹事業（A1•A3•A5）の交付要件を満たしていない自治体について，住区基幹公園や都市緑地の整備を行い，基幹事業と一体で成果目標（1）•（2）の達成に向けた取り組みを推進する。
$1-\mathrm{C}-58$ 都市公園以外の公園等における処分制限期間を超えた遊戲施設等の改築更新を行い，全道の子どもたちが安全に利用できる生活環境の形成を推進する。



$1-\mathrm{C}-69$
$1-\mathrm{C}-77$
都市公園法施行会第31条により補助対象外とされている施設等について整整備を行行い，町民が快適に利用できる公園環境の形成を城を推進する。
1 －C－78 $\begin{aligned} & \text { 基幹事業 }(A 1 \cdot A 3 \cdot A 5) \text { の交付要件を満たしていない自治体について，余暇活動の拠点となる都市公園の整備を推進する。 }\end{aligned}$
$1-\mathrm{C}-79$ 基幹事業（A1•A3•A5）の交付要件を満たしていない自治体について，余暇活動の拠点となる都市公園の整備を推進する。
$1-\mathrm{C}-80$ 基幹事業（A1•A3•A5）の交付要件を満たしていない自治体について，余暇活動の拠点となる都市公園の整備を推進する。
$1-\mathrm{C}-81$ 基幹事業（A1•A3•A5）の交付要件を満たしていない自治体について，余暇活動の拠点となる都市公園の整備を推進する。
$1-\mathrm{C}-87$ 基幹事業（A4）の交付要件を満たしていない自治体について，公園施設のバリアフリー化を行い，基幹事業と一体で成果目標（1）の達成に向けた取り組みを推進する。
$1-\mathrm{C}-88$ 基幹事業（A9）の交付要件を満たしていない自治体について，処分制限期間を超えた公園施設の改築を行い，基幹事業と一体で成果目標4）の達成に向けた取り組みを推進する。

| 1－C－90 |
| :--- |
| 基幹事業（A4）の交付要件を満たしていない自治体について，公園施設のバリアフリー化を行い，基幹事業と一体で成果目標（1）の達成に向けた取り組みを推進する。 |
| $1-\mathrm{C}-91$ |



1－C－97 基幹事業（A9）の交付要件を満たしていない自治体について，処分制限期間を超えた公園施設の改築を行い，基幹事業と一体で成果目標4）の達成に向けた取り組みを推進する。
 その他関連する事業




| 2．事業効果の発現状況，目標值の | 達成状況 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| I 定量的指標に関連する <br> 交付対象事業の効果の発現状況 |  | －【移動円滑化基準を満たす園路及び広場，駐車場，便所がバリアフリー化された都市公園の割合】 <br> 少子高齢化対策を含め，ユニバーサルデザインの視点に立った取組により，すべての人が安心して利用できるバリフリー化された公園施設の整備が推進された。 <br> －【歩いていける身近なみどりのネットワーク率】 <br> 都市の徒歩圏内に，子どもの遊びや学習の場，高齢者等の健康増進の場を確保するみどりの創出が推進された。 <br> －【道立公園の利用者数】 <br> 全面オープンしたオホーツク流氷公園の利用者数が，当初目標が 98 千人／年に対して 237 千人／年（平成 26 年度実績）と大幅に上回った。 <br> －【健全な遊戯施設の割合】 <br> 遊戯施設は子供達に多様な遊びの機会を提供し，子どもの成長に寄与しているが，老朽の進行によって改善が必要な施設が増加しており，取組の結果，安全性の確保がはか られた。 <br> －【公園施設長寿命化計画を策定した都市公園設置都市の割合】 <br> 各施設の安全性を把握し，計画的な維持管理を実施することによって公園施設の長寿命化や，利用者の安全性確保を目的として，各自治体において公園施設長寿命化計画の策定の取組が推進された。 |  |  |  |
| II 定量的指標の達成状況 | 指標（園路及び広場がバリアフ リー化された都市公園の割合） | 最終目標値 <br> 最終実績値 | $\begin{aligned} & 50 \% \\ & \hline 48 \% \end{aligned}$ | 目標値と実績値 に差が出た要因 | バリアフリー化率の低い他の施設（駐車場，便所）のバリアフリー化を推進した結果，園路については若干目標を下回った。 |
|  | 指標（駐車場が バリアフリー化 された都市公園 の割合） | 最終目標値 <br> 最終実續値 | $\begin{gathered} 38 \% \\ \hline 42 \% \end{gathered}$ | 目標値と実績値 に差が出た要因 | 概ね順調な事業進捗であった。 |
|  | 指標（便所がバ リアフリー化さ れた都市公園の割合） | 最終目標値 <br> 最終実續値 | $\begin{array}{r} 27 \% \\ 29 \% \end{array}$ | 目標値と実績値 に差が出た要因 | 概ね順調な事業進捗であった。 |
|  | 指標（歩いてい ける身近なみど りのネットワー ク率） | 最終目標値 <br> 最終実績値 | $\begin{array}{r} 78 \% \\ 81 \% \end{array}$ | 目標値と実績値 に差が出た要因 | 概ね順調な事業進捗であった。 |
|  | 指標（道立公園 の利用者数） | 最終目標値 <br> 最終実績値 | 2，724人 3，166 人 | 目標値と実續値 に差が出た要因 | 平成 26 年度に全面オープンしたオホーツク流水公園及び平成 21 年度に設置された噴火湾パノラマパークのハイウエイオアシス の利用者数が当初目標を上回ったため。 |
|  | 指標（健全な遊憈施設の割合） | 最終目標値 <br> 最終実繐値 | $\begin{array}{r} 85 \% \\ 83 \% \end{array}$ | 目標値と実績値 に差が出た要因 | 目標を若干下回ったが，概ね順調な事業進捗であった。 |



